

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月1日
【会社名】	株式会社レイ
【英訳名】	Ray Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 分部 至郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目15番21号
【電話番号】	03(5410)3861(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部担当 牧田 涉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目15番21号
【電話番号】	03(5410)3861(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部担当 牧田 涉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 492,170,700円
【安定操作に関する事項】	該当する事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,434,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成29年12月1日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,434,900株	492,170,700	
一般募集			
計(総発行株式)	1,434,900株	492,170,700	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
343		100株	平成29年12月18日(月)		平成29年12月19日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、本届出書の効力発生後、申込期間内に自己株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4 払込期日までに、自己株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社レイ 管理本部	東京都港区西麻布三丁目3番23号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新橋支店	東京都港区新橋一丁目10番6号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
492,170,700	6,800,000	485,370,700

(注) 1 新株発行による手取金とありますが、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取額をいいません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成諸費用、弁護士費用等であり、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先との提携強化による企業価値向上を目的としており、資金調達を主たる目的としておりませんが、上記差引手取概算額485,370千円については、運転資金として調達した短期借入金の返済200,000千円(平成30年2月期)及び不動産取得資金として調達した長期借入金の返済137,500千円(平成30年2月期に27,500千円、平成31年2月期に110,000千円)に充当し、残額は人件費等運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは当社銀行預金口座で管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成29年12月1日付けで、割当予定先である株式会社テレビ朝日(以下、「テレビ朝日」といいます。)との提携強化のため、当社の主要株主である株式会社エイチ・ダブリュ・プロジェクト(以下、「HWP」といいます。)及び当社代表取締役社長である分部至郎は、テレビ朝日との間で、HWPが保有する当社普通株式の一部である715,500株及び分部至郎が保有する当社普通株式の一部である715,400株をテレビ朝日へ市場外の相対取引により譲渡する旨の契約を締結予定であることから、以下のとおり当社株式の売出し(以下、「本売出し」といいます。)が行われます。

なお、本売出しが実行された場合、テレビ朝日が保有することとなる当社株式の数は、本自己株式処分により取得する1,434,900株と合計して2,865,800株(議決権数28,658個)となり、当社の発行済株式総数14,328,976株の20.00%(平成29年8月31日時点の総議決権数128,902個に対する割合は22.23%、小数点以下第三位四捨五入。)にあたります。

本自己株式処分及び本売出しにより当社はテレビ朝日の持分法適用会社となる予定です。

(1) 本売出しの概要

売出株式の種類及び数	当社普通株式1,430,900株
売出価格	1株につき343円
売出価額の総額	490,798,700円
売出株式の所有者及び売出株式数	株式会社エイチ・ダブリュ・プロジェクト 715,500株 分部至郎 715,400株
売出方法	株式会社エイチ・ダブリュ・プロジェクト及び分部至郎による株式会社テレビ朝日に対する当社普通株式の譲渡
申込期間	平成29年12月1日
受渡期日	平成29年12月19日(予定)
申込証拠金	当該事項はありません。
その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

(注) 売出価格については、本自己株式処分の発行価格と同額になり、当事者間の協議において決定されております。

(2) 本売出しにより株式を取得する会社の概要

名称	株式会社テレビ朝日	
所在地	東京都港区六本木六丁目9番1号	
代表者	代表取締役会長兼CEO 早河 洋 代表取締役社長 角南 源五	
事業内容	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業等	
資本金	1億円	
設立年月日	平成25年10月15日	
当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社と当該会社の子会社である株式会社テレビ朝日サービスとの間には、映像機器レンタルの相互取引があります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社テレビ朝日
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目9番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役会長兼CEO 早河 洋、代表取締役社長 角南 源五
資本金	1億円
事業の内容	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業等
主たる出資者及びその出資比率	株式会社テレビ朝日ホールディングス 100%

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社の子会社である株式会社テレビ朝日サービスとの間には、映像機器レンタルの相互取引があります。

(注) 提出者と割当予定先との関係は、平成29年11月30日現在のものです。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、昭和56年6月にレーザー光線によりショー等を演出する事業を行うことを目的に、現相談役である分部日出男と現代表取締役社長である分部至郎によって設立されました。その後、業容の多様化を図り、現在は広告業界を主な市場として、広告代理店や一般企業の広告部門を主な取引先とする広告ソリューション事業と、各種制作プロダクションやエンターテインメントの主催者等を主な取引先とするテクニカルソリューション事業の2つのセグメントで事業展開しております。広告ソリューション事業には各種プロモーション・イベント・展示会の企画、制作等のビジネスを行うSP(セールスプロモーション)・イベント部門、TVCM(テレビコマーシャル)・ダイレクト広告等の企画、制作等のビジネスを行うTVCM部門の2つの部門があります。テクニカルソリューション事業には大型映像機器のレンタル・オペレーション等のビジネスを行う映像機器レンタル部門、映像デジタル編集・MA(マルチオーディオ)制作・撮影等のビジネスを行うポストプロダクション部門の2つの部門があります。以上の4つの部門を中心に、広告制作や映像制作においてワンパッケージでサービスを提供できる企業グループとして、事業の拡大と発展を図ってまいりました。

設立から36年が経過し、この間には、平成13年10月に株式上場を果たし、平成25年2月期には連結売上高が100億円を超えるなど緩やかながらも着実に成長を続けまいりました。現在においては、「第二の創業 100億をベースにさらなる躍進」という方針のもと、お客様フィールドの深耕・拡大、仕事領域の拡大等の諸施策を図り、中長期的に安定した利益確保ができる企業となるべく邁進しております。

一方で、当社は創業以来、創業者を中心とした会社運営を行ってまいりましたが、当社グループの主要市場である従来型の広告ビジネスやSPビジネスは成熟期に入っております。当社の企業成長も近年は残念ながら足踏み状況のまま推移しており、更なる企業価値向上のための一つの施策として、資本提携を含む業務提携等を模索して参りましたが、具体的な提携までには至っておりませんでした。

また、テレビ朝日ではどのようなメディア環境においても勝ち残ることができるよう2017年度からの新たな経営計画「テレビ朝日360°」を策定し、推進しています。その中で、本社のある六本木を中心としたメディアシティ構想の下、リアルエンターテインメント事業の拡充を図っています。

このような状況の中で、当社の映像機器レンタル部門とテレビ朝日の子会社である株式会社テレビ朝日サービスとは、この部門の事業所を両社ともに東京流通センターに構えていることもあり、映像機器レンタルの相互取引を行う等良好なビジネス連携の関係を築いています。このことを契機に、当社とテレビ朝日は、両社が有する経営資源やノウハウを活用した協業の可能性について協議を重ねてまいりました。

その結果、テレビ朝日が経営計画「テレビ朝日360°」で、同社グループのコンテンツ制作力の向上や、コンテンツを核としたビジネス強化に資する新規事業開拓を実施していく戦略と当社が映像制作や編集を行い、コンテンツ

を多面的展開する相互の事業がシナジー効果を発揮し、両社の企業価値向上につながると判断いたしました。また、テレビ朝日のメディアシティ構想は六本木を中心に推進している構想であり、六本木周辺にある当社の主要事業所や編集スタジオ等が至近距離にあることから緊密な連携も期待ができます。大きく変化している広告、イベント、プロモーション分野において、テレビ朝日が推進している「テレビ朝日360°」は大きなインパクトをもたらすものと考えております。加えて、テレビ朝日の広範囲なものづくりネットワークと連携を図ることにより、当社の全ての事業において更なるお客様フィールドの開拓を進められることができると考えています。以上のことを総合的に判断し業務提携をすることに合意いたしました。

上記の理由により業務提携に合意し、テレビ朝日のビジネスの核であるコンテンツを多面的に展開していくことを協力していくには、非常に秘匿性の高い情報を扱う事になります。従いまして、単なる業務提携に留まらず、より踏み込んだ形でのビジネス連携を目指し、両社の関係をより強固なものとするために、資本提携も併せて行うことに合意いたしました。

その方法につきましては、単なる業務提携を超えたビジネス関係を新たに構築していくにあたり、テレビ朝日の持分法適用会社になることに合意いたしました。一方で、今後も既存取引先とのビジネスの維持・拡大のため、当社の培ってきた企業文化の継続や安定した経営の維持を図るには、大幅な株主構成の変動を回避し、資本金や発行済株式総数への影響を抑えることも必要と判断しました。この方針の基、自己株式の処分による第三者割当を行うとともに、当社の主要株主であるHWP及び当社代表取締役社長長分部至郎(個人)の賛同も得て、その保有する株式の一部を譲渡することになりました。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,434,900株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先であるテレビ朝日からは、本資本業務提携強化の趣旨に鑑み、本自己株式処分により取得する株式を中長期的に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、払込期日から2年間において、処分予定先が本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面にて報告すること、当該報告の内容を当社が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を割当予定先より取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である、テレビ朝日は、東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社テレビ朝日ホールディングス(以下「テレビ朝日HD」といいます。)の完全子会社であり、同社グループにおける資金調達等は、テレビ朝日HDが担っているとのことであり、同社が平成29年6月29日に関東財務局長宛に提出している第77期有価証券報告書(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)、同じく平成29年11月13日に提出している第78期第2四半期報告書(自平成29年7月1日至平成29年9月30日)に記載の連結貸借対照表により、本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるテレビ朝日は、「テレビ朝日倫理規範」において社会的秩序や会社の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体と一切かわからないこと及び「テレビ朝日行動基準」において反社会的勢力との絶縁を同社のホームページ上にて公表しております。加えて、同社はテレビ朝日HDの完全子会社であり、テレビ朝日HDが東京証券取引所に提出した平成29年7月6日付「コーポレート・ガバナンス報告書 内部統制システム等に関する事項」に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について確認いたしました。その結果、割当予定先は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。なお、当社は、東京証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書(第三者割当)」を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、平成29年10月31日から平成29年11月30日(取締役会決議日の直前営業日)までの東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である343円(円未満切捨て、平成29年11月30日の終値360円に対して4.7%のディスカウント)といたしました。

直近1か月の当社終値の平均値を採用することとしたのは、当社株価は、時折一時的に大きく変動することがあり、特定の一時点を基準にするのではなく一定期間の平準化された値を採用することにより、一時的な株価変動など特殊要因による影響を軽減することができ、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することがより合理的であると判断したためです。

当該価額は、取締役会決議日の直前営業日の当社株式の終値360円に対して4.7%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3か月間(平成29年8月31日から平成29年11月30日まで)の終値平均332円に対して3.3%のプレミアム、同じく6か月間(平成29年5月31日から平成29年11月30日まで)の終値平均329円に対して4.3%のプレミアムとなっていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠しており、特に有利な処分価額に該当しないものと判断しております。

なお、当該処分価額につきましては、当社取締役会に出席した監査役3名全員(うち社外監査役2名)からも、上記と同等の理由により、特に有利な処分価額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量1,434,900株は、当社発行済株式総数14,328,976株に対して10.01%(平成29年8月31日時点の総議決権数128,902個に対する割合は11.13%)に相当し、既存株主の保有する株式に対して一定の希薄化が生じることになります。しかしながら、本自己株式処分は、当社とテレビ朝日との提携を強化することを目的としており、当該提携強化は、当社の企業価値向上に資するものと考えておりますので、本自己株式処分における株式の処分数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

なお、平成29年12月1日付けで、当社の主要株主であるHWP及び当社代表取締役社長である分部至郎は、テレビ朝日との間で、HWPが保有する当社普通株式の一部である715,500株及び分部至郎が保有する当社普通株式の一部である715,400株をテレビ朝日へ市場外の相対取引により譲渡する旨の契約を締結予定であることから、テレビ朝日が保有することとなる当社株式の数は、合計して2,865,800株(議決権数28,658個)となり、当社の発行済株式総数の20.00%(総議決権数に対する割合は22.23%)にあたります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株 式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
株式会社テレビ朝日	東京都港区六本木六丁目9番1号			2,865,800	20.01
有限会社エス・ダブリュ・プロジェクト	東京都品川区東五反田一丁目2番46-703号	1,729,000	13.41	1,729,000	12.07
分部 日出男	東京都品川区	1,097,980	8.52	1,097,980	7.66
株式会社エイチ・ダブリュ・プロジェクト	東京都品川区上大崎一丁目11番4号	1,729,000	13.41	1,013,500	7.07
レイ従業員持株会	東京都港区六本木六丁目15番21号	589,660	4.57	589,660	4.12
分部 至郎	東京都品川区	1,198,440	9.30	483,040	3.37
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	333,900	2.59	333,900	2.33
楽天証券株式会社	東京都世田谷玉川一丁目14番1号	167,500	1.30	167,500	1.17

分部 清子	静岡県浜松市天竜区	143,880	1.12	143,880	1.00
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目2番10号	128,900	1.00	128,900	0.90
計		7,118,260	55.22	8,553,160	59.70

- (注) 1 平成29年8月31日現在の株主名簿を基準に記載しております。
- 2 テレビ朝日の「割当後の所有株式数」は、本株式1,434,900株(議決権数14,349個)に、同社が平成29年12月19日付で株式会社エイチ・ダブリュ・プロジェクト及び分部至郎から譲り受ける予定の株式1,430,900株(議決権数14,309個)を加えて算出しております。
- 3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年8月31日現在の総議決権数128,902個に本自己株式処分により増加する議決権数14,349個を加えた数(143,251個)で除して算出しております。
- 4 上記のほか、当社所有の自己株式1,434,962株(平成29年8月31日現在)は、本自己株式処分後62株になります。
- 5 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第36期)及び四半期報告書(第37期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年12月1日)までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成29年12月1日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たな将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第36期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年12月1日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年6月8日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成29年5月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業の現状に即し、今後の事業展開および事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役3名選任の件

分部至郎及び岩田政治並びに牧田渉を取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠取締役1名選任の件

分部日出男を補欠取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	80,555	401	0	(注)1	可決 98.4
第2号議案 取締役3名選任の件					
分部 至郎	80,314	642	0	(注)2	可決 98.1
岩田 政治	80,319	637	0		可決 98.1
牧田 渉	80,319	637	0		可決 98.1
第3号議案 補欠取締役1名選任の件					
分部 日出男	80,540	416	0	(注)2	可決 98.3

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第36期)	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年5月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第37期第2四半期)	自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日	平成29年10月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月22日

株式会社レイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞 生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 健 司 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レイの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レイ及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社レイの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社レイが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

株式会社レイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞 生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 健 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レイの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レイの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月12日

株式会社レイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞 生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 健 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レイの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年3月1日から平成29年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レイ及び連結子会社の平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。